

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

## 申請者

ふりがな  
住 所ふりがな  
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

郵便番号 □□□-□□□□

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号 ( ) -
	事業場 〒 電話番号 ( ) -
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名		許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
申請者（個人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍		
		住 所		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		住 所		
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍		
		住 所		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		住 所		
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍		
	役職名・呼称	住 所		
役員（申請者が法人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍		
	役職名・呼称	住 所		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

備者

- 1 ※欄は記入しないこと。
  - 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
  - 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

## 事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

## 3. 運搬施設の概要

## (1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※ 付近の見取図を添付すること。			

## (2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考

(3) 積替施設又は保管施設の概要

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

## 従業員数の内訳

年　月　日現在

申請者又は申 請者の登記上 の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記 外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合　　計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

自動車登録番号又 は車両番号					
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。</li><li>・ナンバープレートが確認できること。</li></ul>				
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の側面（真横）を撮影すること。</li><li>・名称等の車体の表示が確認できること</li></ul> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>				
	<table border="1"><tr><td>撮影</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr></table>	撮影	年	月	日
撮影	年	月	日		

## 運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
注意事項			
・容器等の全体が写るように撮影すること。			
撮影 年 月 日			

運搬容器等の名称		用途	
注意事項			
・容器等の全体が写るように撮影すること。			
撮影 年 月 日			

## 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

資産に関する調書(個人用)			
年 月 日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 产 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

## 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

群馬県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

【特別管理産業廃棄物収集運搬業】別紙「水銀廃棄物取扱品目一覧」（特別管理産業廃棄物収集運搬業者用）

以下のうち、該当する番号に「○」を付してください。

1. ~~水銀回収義務の対象となる~~水銀を含有する特別管理産業廃棄物は、取り扱いません。
2. ~~水銀回収義務の対象となる~~水銀を含有する特別管理産業廃棄物について、以下の表で「○」を付した種類について取り扱います。・・・注) この種類が許可証に表記されます。

◆ 取り扱う特別管理産業廃棄物について、該当欄に○を記入してください。

積替え保管 : あり なし

特別管理産業廃棄物の種類	水銀回収義務の対象を含む全て	水銀回収義務の対象を除く。
鉱さい		
ばいじん		
汚泥		
廃酸	○	
廃アルカリ	○	

【水銀回収義務の対象】

○鉱さい、ばいじん又は汚泥については、水銀<sup>(※)</sup>を1,000mg/kg以上含有するもの

○廃酸又は廃アルカリについては、水銀<sup>(※)</sup>を1,000mg/L以上含有するもの

(※) 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

## 【別紙】PCB廃棄物に係る事業計画書チェックリスト（□高濃度 □低濃度）

許可番号\_\_\_\_\_申請者\_\_\_\_\_

		高 濃 度	低 濃 度
	<b>安全管理 及び 運行管理</b>		
共通	安全管理体制が示されている(安全管理責任者、運行管理責任者、収集・運搬従事者全員の氏名)。		
	作業マニュアルが作成されている。		
	安全管理責任者及び運行管理責任者が、PCB作業従事者講習会を修了している。		
	講習会修了者が、収集・運搬従事者全員に対して、年一回以上、表1にある科目について教育を実施している。		
	運搬車ごとに運行状況を把握するための機器を有している（高濃度の場合、電子情報技術（GPSなど）を活用し、位置情報を確認することが望ましい）。		
	運搬容器、運搬車の運用、運行記録表（様式）が作成されている。		
	<b>緊急時の対応</b>		
共通	以下のような応急措置設備・器具の写真が添付されている（低濃度のみを取り扱う場合は、GPS、保護衣及び呼吸用保護具を除く）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具（ろ過式マスクなど）、保護眼鏡</li> <li>・流出・飛散防止用具（吸着マット、ウエス、土砂など）、回収用具（シャベル、容器など）</li> <li>・消火設備、連絡設備・器具（携帯電話、PHS、無線、GPSなど）</li> </ul>		
	緊急連絡体制が示されている（消防、警察、都道府県担当部局、保管事業者、処分業者などの連絡先）。		
	緊急時対応マニュアルが作成されている（緊急通報時の伝達内容、火災時・漏洩時の対応方法、暴露・接触時の応急処置方法など）。		
	<b>車両</b>		
共通	外観及び荷台部を確認できる写真が添付されている。		
	「PCB」又は「低濃度PCB」の表示がされている。		
	飛散・流出・漏洩防止措置、運搬容器の積載方法が、図、写真又は文章で説明されている。 ※車両の形状ごとにまとめて説明する方法も可		
低濃度	オイルパン又はシート等による防護措置が施されている（自由液が存在しないものを運搬する場合、移動タンク貯蔵所（タンクローリー等）で運搬する場合を除く）。	/	
高濃度	漏れ防止型金属容器※1又は漏れ防止型金属トレイ※2を用いる場合、転倒防止措置が施されている。 また、吸收剤※3を使用する。 ※1 空間容量： PCB含有物の1.25倍以上 ※2 空間容量： 壁面の高さ800mm以上 又は PCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上	/	/

		高濃度	低濃度
	運搬容器		
共通	外観、内部、飛散流出・漏洩防止措置（蓋の密閉方法等）を確認できる写真が添付されている。		
	「PCB」又は「低濃度PCB」の表示がされている。		
	（固体状であって自由液が存在しないものを取り扱う場合） 漏れを防止でき、内容物が漏出しない容器が選定されている。		
低濃度	（低濃度PCB含有廃油・微量PCB汚染絶縁油を取り扱う場合） 鋼製ドラム、機械により荷役する構造を有する容器（変圧器、コンデンサ等を含む）、移動タンク貯蔵所（タンクローリー等）のいずれかが容器として選定されている。	/	
	（低濃度PCB含有廃油付着物・微量PCB汚染絶縁油付着物であって、自由液が存在するものを取り扱う場合） 鋼製ドラム、機械により荷役する構造を有する容器（変圧器、コンデンサ等を含む）のいずれかが容器として選定されている。	/	
	オイルパン又はシートによる防護措置※が施されている（自由液が存在しないものを運搬する場合、移動タンク貯蔵所（タンクローリー等）で運搬する場合を除く）。 ※オイルパン又は木枠の高さは100mm以上	/	
	（微量PCB汚染廃電気機器等を取り扱う場合） オイルパンについては、水張り試験、探傷試験等の試験を受けている。	/	
	（廃PCB等を取り扱う場合） 天板固定式の鋼製ドラム、IBC容器、ポータブルタンク、漏れ防止型の金属製容器、漏れ防止型の金属製トレイ（廃棄物を別の容器に収納する場合に限る）、移動タンク貯蔵所（タンクローリー等）のいずれかが容器として選定されている。	/	
高濃度	（トランス、コンデンサ等であって、漏洩していないもの又は液抜きしているものを取り扱う場合） 天板取外し式の鋼製ドラム、IBC容器、ポータブルタンク、漏れ防止型の金属製容器、漏れ防止型の金属製トレイのいずれかが容器として選定されている。	/	
	（トランス、コンデンサ等であって漏洩しているもの、安定器、固体状であって自由液が存在するものを取り扱う場合） 天板取外し式の鋼製ドラム、IBC容器、ポータブルタンク、漏れ防止型の金属製容器、漏れ防止型の金属製トレイ（廃棄物を別の容器に収納する場合に限る）のいずれかが容器として選定されている。	/	
	小型容器、IBC容器及びポータブルタンクについては、UNマークが表示されている。	/	
	UNマークが表示されている容器について、「危険物容器検査証（写）」及び以下の試験・検査にかかる「検査試験成績書（写）等」が添付されている。 ・設計型式試験（小型容器除く）　・性能検査　・外観検査　・構造検査	/	
	漏れ防止型の金属製容器及び漏れ防止型の金属製トレイについては、製造者又は改造、修理を行った者による設計型式試験、水張り試験及び外観検査を受けている。	/	

表1 教育科目（例）

(1) 基本的事項 ・廃棄物処理に係る一般事項 ・PCB廃棄物に係る関係法令 ・PCB廃棄物の性状 ・PCB廃棄物の取扱い方法	(5) 表示及び携行書類 ・表示等の方法及び内容 ・携行書類の内容及びその使用方法
(2) 収集・運搬方法の基本的事項 ・処理基準 ・委託契約基準 ・マニフェスト制度 ・事前調査の方法及び内容	(6) 運搬容器 ・運搬容器の基準 ・運搬容器の取扱い方法 ・運搬容器の種類と選定方法 ・運搬容器の維持管理の方法 ・吸収材の使用方法
(3) 積込み、積下し、積替え・保管の方法 ・運搬容器、運搬車への収納、固定方法 ・荷役方法 ・管理办法 ・漏洩防止、液抜きの措置	(7) 緊急時の対策 ・緊急時の対応方法 (通報・連絡方法、被害防止対策方法) ・応急措置設備・器具の内容及び その使用方法 ・健康被害及びその予防措置、応急措置
(4) 運搬の方法 ・運搬車の点検 ・安全運行、運搬経路の遵守 ・運搬中の安全確認 ・位置確認	

【特別管理産業廃棄物収集運搬業】別紙 添付を省略する書類の一覧表

・添付を省略する書類に○印をつけて下さい。

省略できる書類	省 略 す る 理 由				
	更新許可申請のため	変更許可申請のため (ただし、追加する品目に関わらないもの)	先行許可証を提示するため	2つ以上の許可を同日に申請するため	優良認定(確認)を受けているため
様式第六の二号	(第3面)積替施設又は保管施設の概要				
	(第4面)収集運搬業務の具体的な計画				
	(第5面)環境保全措置の概要				
	(第6面)運搬車両の写真				
	(第7面)運搬容器等の写真				
	(第8面)事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法				
	(第9面)資産に関する調書(個人用)				
	(第10面)誓約書				
	許可証の写し				
	※住民票(個人・法人役員等)				
添付書類	※法人の登記事項証明書				
	※株主(法人)の登記事項証明書				
	※登記されていないことの証明書(個人・法人役員等)				
	定款又は寄付行為				
	事務所及び群馬県内の事業場(駐車場)等の付近の見取図				
	車検証の写し				
	車両の賃貸借契約書等の写し				
	決算書				
	※法人税納税証明書				
	※所得税納税証明書				
「水銀廃棄物取扱品目一覧」(特別管理産業廃棄物収集運搬業者用)	該当する番号に○印を付けてください(該当がない場合は省略できません。) 1. H29.10.1以降に特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請又は更新許可申請をしている。 2. 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証書換え申出書を提出している。				

※印の書類については、申請者が許可申請の際に原本を提示すれば、その写しを提出することが可能です。

- ・2つ以上の許可を同日に申請する場合に記入

今回添付を省略した書類は、 年 月 日付けで提出した以下の申請書に添付されています。

( 産業廃棄物収集運搬業 ) 特別管理産業廃棄物収集運搬業

新規 ・ 変更 ・ 更新 ) 許可申請書